

# 令和7年度 鶴岡市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

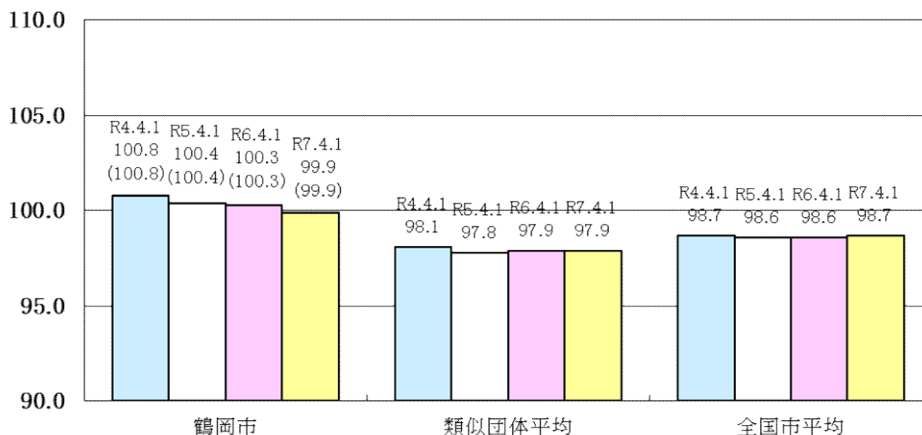
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 116,731	千円 78,217,915	千円 1,196,651	千円 11,251,502	% 14.4	% 14.1

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	給与費B/A	
令和 6年度	人 1,131	千円 4,535,114	千円 841,522	千円 1,845,861	千円 7,222,497	千円 6,386	千円 6,312

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合})$$
により算出。  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 見直し前から変わらず支給地域外。支給地域在勤職員は国と同じ支給割合。

(実施時期) 支給地域在勤職員について、平成27年4月1日より実施。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
鶴岡市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。  
(令和7年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
鶴 岡 市	42.8 歳	337,184 円	393,005 円	355,380 円
山 形 県	43.7 歳	336,000 円	413,300 円	363,000 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類 似 団 体	42.7 歳	330,541 円	396,248 円	360,601 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 ( A )	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 ( B )	
鶴岡市	49.9歳	74人	318,309円	342,960円	329,864円	-	-	-	-
うち給食調理員	48.9歳	29人	327,590円	344,710円	333,590円	飲食物調理従事者	45.6歳	231,400円	1.49
うち学校用務員	48.7歳	28人	299,014円	325,118円	313,961円	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	50.2歳	229,300円	1.42
うち自動車運転手	50.8歳	3人	340,400円	416,683円	359,567円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	62.7歳	212,300円	1.96
うちその他	54.7歳	14人	332,943円	350,935円	339,300円	-	-	-	-
山形県	54.0歳	405人	333,500円	370,200円	349,700円	-	-	-	-
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-	337,907円	-	-	-	-
類似団体	52.7歳	30人	334,358円	360,227円	346,719円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鶴岡市	5,720,322円	-	-
うち給食調理員	5,886,424円	3,104,500円	1.90
うち学校用務員	5,367,721円	3,141,800円	1.71
うち自動車運転手	6,451,296円	2,642,500円	2.44
うちその他	5,834,217円	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		鶴 岡 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高 校 卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	180,300円	185,100円	-
	中 学 卒	175,900円	171,200円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,308円	372,450円	394,080円	407,083円
	高校卒	255,971円	328,188円	372,800円	385,344円
技能労務職	高校卒	248,680円	-	-	-

※ 一般行政職の高校卒の経験年数10年の職員は3名のため、経験年数9年～11年の職員(3名超となる範囲)の平均額としている。

※ 一般行政職の高校卒の経験年数20年の職員は1名のため、経験年数19年～21年の職員(3名超となる範囲)の平均額としている。

※ 一般行政職の高校卒の経験年数25年の職員は2名のため、経験年数24年～26年の職員(3名超となる範囲)の平均額としている。

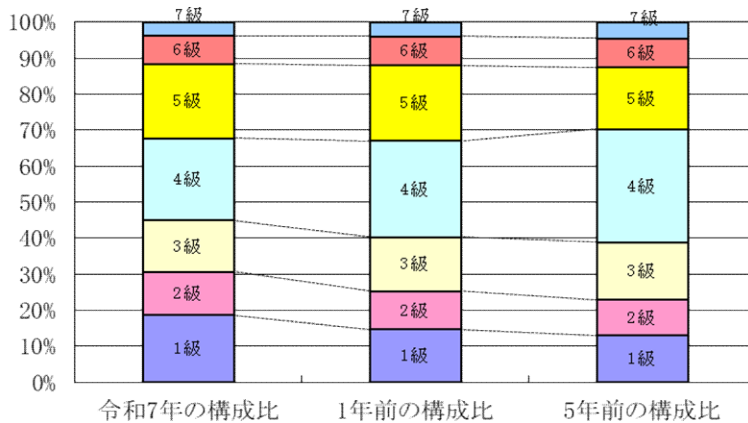
※ 技能労務職の高校卒の経験年数10年の職員は1名のため、経験年数9年～13年の職員(3名超となる範囲)の平均額としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

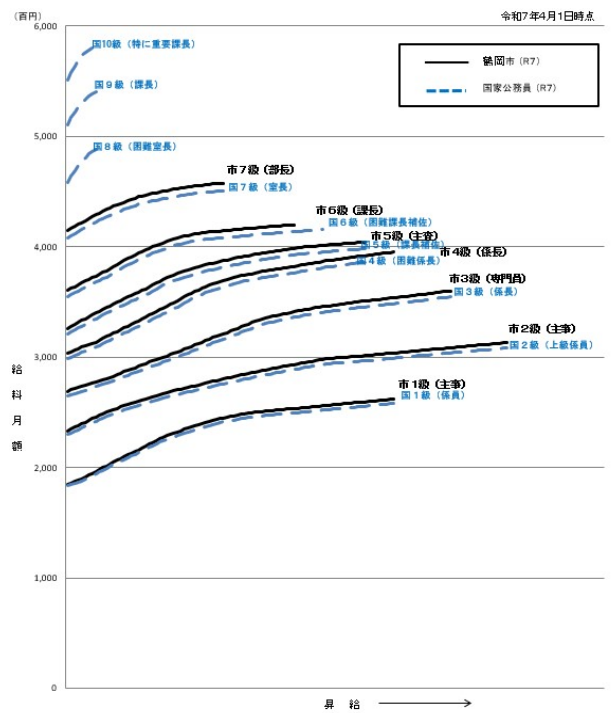
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	130人	18.6%	185,100円	262,100円
2級	主事・技師	84人	12.0%	233,600円	313,300円
3級	係長・専門員・主任	100人	14.3%	269,300円	360,100円
4級	主査・係長・専門員	159人	22.8%	303,400円	395,200円
5級	課長補佐・主査	144人	20.6%	326,200円	404,300円
6級	課長・主幹	55人	7.9%	360,600円	420,000円
7級	部長・次長・参事	26人	3.7%	414,500円	457,800円

- (注) 1 鶴岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(鶴岡市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴岡市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,683 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,761 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.450) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.950) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鶴岡市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度6月期		令和8年度6月期	

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

鶴岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,371 千円	22,124 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,554 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		592,333 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	5人	20%
宮城県仙台市	7%	1人	6%
地域手当補正後ラスパイレース指数			99.9
(ラスパイレース指数)			(99.9)

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。  
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		259 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		2,140 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		10.7%		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	一般職・技能職	災害発生現場等での応急作業	216千円	日額500円
防疫等作業手当	一般職	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	一般職	①行旅死亡人の収容業務 ②行旅病人の救護業務	12千円	①1件3,000円 ②1件1,500円
動物死体収容処理業務手当	一般職・技能職	動物の死体収容処理業務	31千円	1件150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	439,274 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	444 千円
支給実績(令和5年度決算)	361,051 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	358 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令和6年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度普通会計決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円、子 11,500円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年 度初めから満22歳の年度末まで の子につき5,000円加算	同じ	-	117,169千円	233,404円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 28,000円	同じ	-	51,609千円	264,662円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上の 職員に支給 交通機関利用 限度額150,000円 交通用具使用 限度額150,000円	異なる	交通用具使用について、国で は限度額31,600円	99,034千円	112,539円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	俸給の特別調整額として一種 から五種の区分に応じて支給 46,300円～139,300円	55,817千円	526,575円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	420千円	140,000円
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等に勤務した職 員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の 算出方法	5,357千円	5,417円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の 算出方法	2,250千円	50,000円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	0千円	0円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回当たり最高・部長級12,000円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回当たり最高・部長級6,000円	同じ	-	418千円	19,000円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地域 外) 月額 最高19,800円	同じ	-	156千円	52,000円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	621,520 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( 914,000 円)	970,000 円/	621,500 円
	副 市 長	718,000 円		
		( - 円)	775,000 円/	674,000 円
議 員 報 酬	議 長	510,000 円	537,000 円/ 447,000 円	
		( - 円)		
	副 議 長	470,000 円	483,000 円/ 386,000 円	
		( - 円)		
	議 員	445,000 円	452,000 円/ 360,000 円	
期 末 手 当	市長・副市長	(令和6年度支給割合)		
		3.4	月分	
	議長・副議長・議員	(令和6年度支給割合)		
		3.4	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		$914,000 \times \text{在職月数} \times 56.7 / 100$	24,875,424 円	在職中通算
	副 市 長	$718,000 \times \text{在職月数} \times 33.1 / 100$	11,407,584 円	在職中通算
	備 考	支給時期について、申し出がある場合は任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

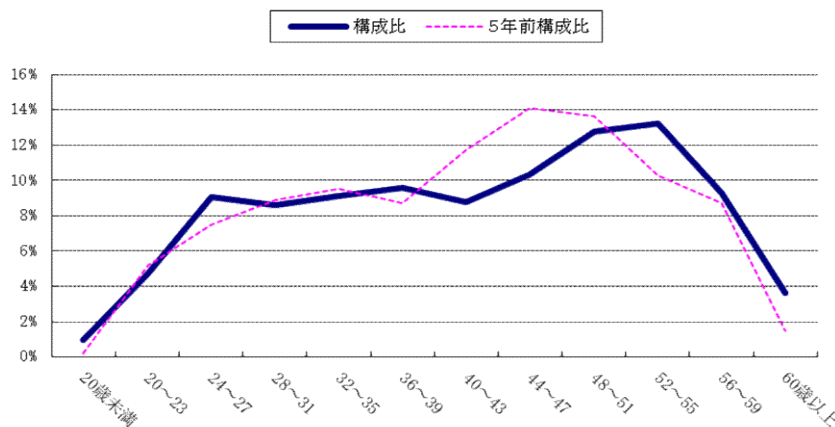
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	議会	8	8	0	
	総務	218	224	6	都市創生推進室の新設に伴う職員配置、育休加配
	税務	68	68	0	
	労働	2	2	0	
	農林水産	97	97	0	
	商工	38	39	1	まつり業務と日本遺産業務による増員
	土木	87	88	1	空き家対策業務による増員
	民生	140	142	2	地域福祉計画の策定と介護保険事業計画に伴う増員
	衛生	87	86	▲1	環境政策課の組織改編に伴う減員
	計	745	754	9	<参考> 人口1万当たり職員数 64.59 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 60.48 人)
	教育部門	166	169	3	管理職の配置、欠員補充
	消防部門	209	208	▲1	
	小計	1,120	1,131	11	<参考> 人口1万当たり職員数 96.89 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 79.63 人)
会 計 部 門 等	病院	641	642	1	
	水道	29	29	0	
	下水道	28	29	1	
	その他	58	58	0	
	小計	756	758	2	
合計	1,876 [ 2,013 ]	1,889 [ 2,013 ]	13 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 161.83 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	18人	89人	171人	162人	172人	181人	166人	195人	241人	250人	176人	68人	1,889人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	752	745	745	745	745	754	2	0.3
教育	179	171	171	162	166	169	▲10	▲5.6
消防	207	207	207	210	209	208	1	0.5
公営企業等会計	769	783	783	770	756	758	▲11	▲1.4
計	1,907	1,906	1,906	1,887	1,876	1,889	▲18	▲0.9

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 14,885,940	千円 ▲ 1,271,004	千円 7,024,979	% 47.2	% 48.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円 7,465
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 B		
令和 6年度	人 651	千円 2,615,277	千円 1,237,257	千円 1,092,827	千円 4,945,361	千円 7,597	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

##### ア 事務職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	45.6歳	314,618円	499,158円
団 体 平 均	47.1歳	335,568円	526,889円

##### イ 医師職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	44.7歳	592,414円	1,623,372円
団 体 平 均	43.8歳	576,481円	1,429,309円

##### ウ 看護職

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
鶴岡市(病院事業)	40.1歳	324,085円	531,509円
団 体 平 均	42.0歳	315,921円	517,999円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

鶴岡市（病院事業）	鶴岡市（一般職員）
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,685 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,683 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鶴岡市（病院事業）				鶴岡市（一般職員）			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.670 月分	24.58688 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.040 月分	33.2708 月分	
勤続30年	39.7575 月分	47.70900 月分		勤続35年	39.758 月分	47.71 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.71 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,927 千円	22,840 千円		1人当たり平均支給額	1,371 千円	22,124 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		61,073 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		954,270 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	64 人	16 %
横浜市	16 %	人	16 %
新潟市	3 %	人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		459,152	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		814,099	円
職員全体に占める手当支給職員の割合		85.5	%
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	病院企業職員	災害発生現場等での応急作業	日額500円
防疫等作業手当	病院企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	日額500円
防疫等作業手当(特例)	病院企業職員	①新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた作業	①日額3,000円
		②①の作業のうち患者又はその疑いのある者の身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業	②日額4,000円
研究手当	医師	診療上の研究業務	月額250,000円以内
診療手当	医師	診療業務	月額220,000円以内
ハイリスク分娩手当	医師	危険度の高い分娩診療業務	1回10,000円以内
新生児医療手当	医師	新生児の新規入院に関する業務	1件10,000円以内
救急勤務医手当	医師	①救急当番日以外における呼出を伴う診療業務	1日4,000円以内
		②救急当番日における診療業務	1日10,000円以内
放射線取扱業務手当	医師・医療技術職・看護職	①放射線診療業務(医師)	①月額8,800円
		②放射線診療補助・介助業務(医師を除く)	②日額230円
死体解剖補助業務手当	医療技術職	死体解剖補助業務	1回3,500円
リハビリテーション業務手当	医療技術職	感染症患者に対する機能回復訓練業務	日額400円
夜間看護等手当	医療技術職・看護職	①深夜において行われる看護等業務	①深夜帯全部 1回7,500円 規定回数超過時 1回10,950円
			①4時間以上 1回3,550円 規定回数超過時 1回4,980円
			①2～4時間 1回3,100円 規定回数超過時 1回4,980円
			①2時間未満 1回2,150円
看護業務手当	看護職	看護等の業務に従事した看護師等	②1回1,240円
			月額12,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	431,750	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	695	千円
支給実績(令和5年度決算)	439,113	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	686	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和4年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 令 和 4 年 度 決 算 )
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円、子 11,500円、一般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	-	56,734千円	230,627円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給 限度額 28,000円	同じ	-	28,830千円	291,215円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上の職員に支給 交通機関利用 限度額150,000円 交通用具使用 限度額150,000円	異なる	交通用具使用について、国では限度額31,600円	43,989千円	87,628円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級及び職の区分に応じて支給 〔企業行政職〕 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	異なる	医療職は別途規定。 医師:43,700円 ～110,100円 医療技術:35,300円 ～56,900円 看護:33,600円～69,000円	26,550千円	541,837円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて月額 30,000円～100,000円	同じ	-	0千円	0円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	55,724千円	166,839円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200～27,000円	異なる	医師の職直:27,000円以内 〃 日直:25,000円以内 医師以外の医療職:6,100円	28,212千円	335,852円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回につき 4,000～12,000円	異なる	院長の支給額: 1回につき12,000円	0千円	0円
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において支給地域に在勤する職員に支給(市内は対象地域外) 月額 最高19,800円	同じ	-	0千円	0円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 2,937,566	千円 310,713	千円 207,192	% 7.1	% 7.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費40150千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 千円	B	
令和 6年度	人 29	千円 119,132	千円 16,560	千円 49,515	千円 185,207	千円 6,386	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴岡市(水道事業)	46.7歳	352,711円	546,972円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴岡市(水道事業)	鶴岡市(一般職員)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,707 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,683 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鶴岡市(水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	10,935 千円		1人当たり平均支給額	1,371 千円 22,124 千円	

- (注) 1 水道事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度から令和6年度までの3年間に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。(令和6年度の退職者が3名以下のため)
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	-			円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

### エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	1				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1				千円
職員全体に占める手当支給職員の割合	6.9				%
手当の種類(手当数)	2				
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価	
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	1千円	日額500円	
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円	

### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	7,262	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	279	千円
支給実績(令和5年度決算)	5,781	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	231	千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円、子 11,500円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	3,263千円	191,941円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	1,527千円	305,400円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額150,000円 交通用具使用 限度額150,000円	異なる	交通用具使用について、国 では限度額31,600円	2,289千円	99,522円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	2,219千円	554,750円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回当たり最高・部長級12,000円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回当たり最高・部長級6,000円	同じ	-	-	-
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 最高19,800円	同じ	-	-	-

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 5,380,509	千円 477	千円 210,959	% 3.9	% 4.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,943千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 6年度	人 28	千円 114,926	千円 17,283	千円 48,171	千円 180,380	千円 6,442	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鶴岡市(下水道事業)	45.6歳	344,614円	543,025円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鶴岡市(下水道事業)	鶴岡市(一般職員)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,720 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,683 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

鶴岡市(下水道企業)			鶴岡市(一般職員)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 18,000 千円			1人当たり平均支給額 1,371 千円 22,124 千円		

- (注) 1 下水道事業の退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度から令和6年度に退職した職員(教育職を除く)に支給された平均額である。(令和6年度の退職者が3名以下であるため)
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-		円
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

### エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合		-		%
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な給付対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業手当	上下水道企業職員	災害発生現場等での応急作業	-	日額500円
防疫等作業手当	上下水道企業職員	①水害発生に伴う防疫作業 ②感染症患者の救護又は病原体付着物件の処理作業	-	日額500円

### オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	7,797 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	300 千円
支給実績(令和5年度決算)	8,036 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和年度決算)	321 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円、子 11,500円、一 般の扶養親族1人につき 6,500円 扶養親族たる子のうち満16歳の 年度初めから満22歳の年度末ま での子につき5,000円加算	同じ	-	4,079千円	194,238円
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支 給 限度額 28,000円	同じ	-	1,192千円	298,000円
通 勤 手 当	住居から勤務公署まで2km以上 の職員に支給 交通機関利用 限度額150,000円 交通用具使用 限度額150,000円	異なる	交通用具使用について、国 では限度額31,600円	3,293千円	131,720円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職務の級及び職の区分 に応じて支給 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	同じ	-	923千円	461,500円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得な い事情により配偶者と別居して単 身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じて 月額 30,000円～100,000円	同じ	-	-	-
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時～午前5時) に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	-	-	-
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,400円	同じ	-	-	-
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り、週休日又は休日等に勤務した 場合に支給 1回当たり最高・部長級12,000円 週休日等以外の勤務日の深夜に 災害への対処その他の臨時又は 緊急の必要により勤務した場合 1回当たり最高・部長級6,000円	同じ	-	-	-
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月 の初日において支給地域に在勤 する職員に支給(市内は対象地 域外) 月額 最高19,800円	同じ	-	-	-